

農林水産省告示第 号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の六第五十一項第四号の規定に基づき、平成二十五年四月一日農林水産省告示第八百二号（租税特別措置法施行令第四十条の六第五十一項第四号の規定に基づく農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるもの）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる事由により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したもの</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>四 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院への入所</p> <p>(五) (略)</p> | <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる事由により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したもの</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>四 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設への入所</p> <p>(五) (略)</p> |

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「租特法」という。）第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者がこの告示の施行の日前に同条第二十二項に規定する営農困難時貸付けをした場合については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の日前に租特法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人がこの告示の施行の日前に同条第二十八項に規定する営農困難時貸付けをした場合については、なお従前の例による。